

子ども・子育て会議条例(素案)

	項目	内容	備考
1	所掌事項	<p>特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、区長が実施する意見聴取への対応。</p> <p>特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、区長が実施する意見聴取への対応。</p> <p>世田谷区子ども・子育て支援事業計画の策定、変更に関し、区が実施する意見聴取への対応。</p> <p>区における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。</p> <p>その他区長が必要と認める事項</p>	
2	組織・任期等	<p>子ども・子育て会議は、区長が委嘱する委員(20人以内の学識経験者、区民)で組織する。</p> <p>委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。</p> <p>子ども・子育て会議に、専門的事項を調査審議するための部会を置くことができる。</p> <p>子ども・子育て会議は、原則公開とする。ただし、議決があったときは非公開とすることができる。</p>	